

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

株式会社の支配に関する基本方針

連結持分変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://info.cookpad.com/ir>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

クックパッド株式会社

1. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年12月31日現在）

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2017年10月15日	2018年7月27日
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円を払い込むことを要する。	金銭を払い込むことを要しない。
役員の保有状況	取締役及び執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：19,895個 目的となる株式数：普通株式1,989,500株 保有者数：2名	新株予約権の数：1,200個 目的となる株式数：普通株式120,000株 保有者数：6名
	社外取締役	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名
新株予約権の行使に際して出資される財産の額		新株予約権1個当たり75,400円（1株当たり754円）	新株予約権1個当たり47,600円（1株当たり476円）
権利行使期間		2022年10月31日から 2047年10月30日まで	2023年7月28日から 2028年7月27日まで
行使の条件		(別記1)	(別記2)

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2019年8月13日	2020年5月8日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。	金銭を払い込むことを要しない。
役員の保有状況	取締役及び執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：650個 目的となる株式数：普通株式65,000株 保有者数：5名	新株予約権の数：650個 目的となる株式数：普通株式65,000株 保有者数：5名
	社外取締役	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名
新株予約権の行使に際して出資される財産の額		新株予約権1個当たり30,900円（1株当たり309円）	新株予約権1個当たり34,700円（1株当たり347円）
権利行使期間		2024年8月14日から 2029年8月13日まで	2025年3月27日から 2030年3月26日まで
行使の条件		(別記3)	(別記4)

(別記1)

行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日以降、新株予約権者が当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「起算日」という。）から8年後の応当日までに提出された各有価証券報告書に記載される営業利益（当該各有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の営業利益をいう。以下同じ。）のいずれかが150億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に定められた割合の個数（1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）を、起算日から5年後の応当日から、8年後の応当日までの間、行使することができる。
- (a)2018年10月30日（同日を含む。以下本項において同じ。）までに、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：20%
- (b)2018年10月31日から2019年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：40%
- (c)2019年10月31日から2020年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：60%
- (d)2020年10月31日から2021年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：80%
- (e)2021年10月31日以降、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：100%

なお、当社の事業年度の変更、国際財務報告基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念等に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める相続人又は受遺者に限り、当該本新株予約権者に付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(別記2)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社子会社の重要な業務委託先の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、(別記1) 行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様である。

(別記3)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、(別記1) 行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様である。

(別記4)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができるものとする。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、(別記1)行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様である。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2020年5月8日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数： 1,520個 目的となる株式数：普通株式152,000株 交付者数： 35名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数： 935個 目的となる株式数：普通株式93,500株 交付者数： 21名
新株予約権の行使に際して出資される財産の額		新株予約権 1 個当たり 34,700円 (1 株当たり347円)
権利行使期間		2025年3月27日から 2030年3月26日まで
行使の条件		(別記1)

(別記1) 行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができるものとする。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ⑥ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬

32百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 1. 当社の会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である税務コンサルティング業務を委託し対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法又は公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査委員会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査委員会規程に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人の不再任決議を、株主総会の付議議案とすることを取締役会に申請し、取締役会はこれを審議することとなっています。

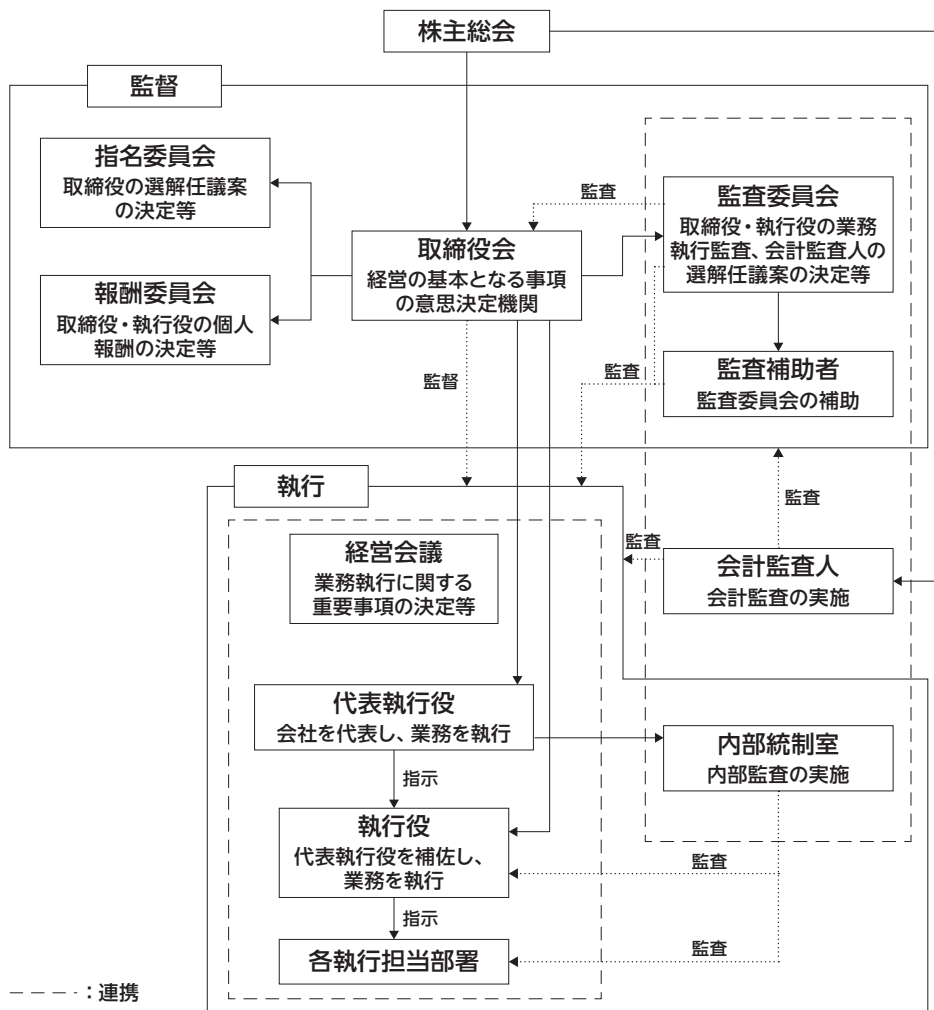
(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

コーポレートガバナンスに対する取組

<コーポレートガバナンス体制図> (2020年12月31日現在)



執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア コンプライアンス体制

- ① 当社は、取締役会により定められたコンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します。
- ② 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

イ 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

ウ 監査の実施

- ① 代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制とします。
- ② 監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役の職務執行を監査します。

エ その他

- ① 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等の社内規程に基づき、適正に処分を行います。
- ② 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ③ 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」を策定し、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

イ 取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア ユーザーが安心して当社のサービスを利用できることを事業の中核とする会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク対策における最重要課題とします。
- イ 過半数が社外取締役から構成される取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
- ウ リスク管理委員会は、業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、個別のリスクごとに責任部門を定め、リスクの低減と防止のため、当社のリスクを網羅的・包括的に洗い出した上、当該リスクを分析・評価し、当該リスク発生の予防活動及び危機発生に備えた対応を行うと共に、リスク管理の状況を適宜、代表執行役及び取締役会に報告します。
- エ 当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の確立・強化を推進します。また、当社は、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSへの適合認証を取得し、これにより、当社の情報セキュリティマネジメントシステムを実施します。
- オ 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
- カ 監査委員会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

(4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア 各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととします。
- イ 当社は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。
 - ② 子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、原則として、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

イ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス・リスク管理規程を策定し、同規程において必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ② 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題・対応策を審議します。
- ③ 当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ④ リスク管理委員会は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、必要に応じて、当社代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を策定します。
- ② 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。
- ③ 子会社管理について、当社から子会社に役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。
- ④ 当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。
- ⑤ 当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

エ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。
- ② 当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ③ 当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。
- ④ 当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

オ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 当社では、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」といいます）を設置することができるものとします。なお、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ② 監査補助者は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとします。また、当該使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとします。
- ③ 監査補助者の指示の実効性を確保するため、当該使用人が、取締役会及び経営会議並びにリスク管理委員会に出席する機会を確保します。

カ 当社の監査委員会への報告に関する体制

- ① 執行役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査委員会に定期的に報告を行うほか、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとします。
- ② 子会社の役員は、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、リスク管理委員会及び取締役会を通じて、監査委員会に当該事実を報告するものとします。また、当社監査補助者は、定期的に監査委員会において、当社監査委員に対して、子会社におけるコンプライアンス・リスク管理等の現状を報告するものとします。
- ③ 当社は、監査委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程及びコンプライアンス・リスク規程に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

キ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ② 監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- ③ 監査委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- ④ 当社は、監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ・ 内部通報規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しました。
- ・ 内部者取引管理規程に基づき、新たに入社する全従業員に対して、不適切な内部者取引の防止にかかるeラーニングを実施しました。
- ・ 内部監査規程に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(2) リスク管理

- ・ 取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しました。
- ・ コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、全執行役及び全本部長を構成員とするリスク管理委員会を設置の上、当社のリスクの洗い出しと分析・評価を行いました。
- ・ 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSへの適合認証を更新しました。
- ・ 内部監査規程に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(3) 子会社経営管理

- ・ 関係会社管理規程に基づき、非上場子会社が重要事項を決定する場合、当社の経営会議において事前に承認をしています。また、同規程に基づき、非上場子会社から財務状況及びその他の状況について、子会社から毎月報告を受けています。
- ・ 内部監査規程に基づき、当社の内部統制室が非上場子会社に対する内部監査を実施しました。

(4) 監査委員会

- ・ 監査委員会は、3ヶ月に1回以上開催され、監査委員相互の情報交換を行うとともに、監査補助者からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務についての調査を行いました。
- ・ 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部統制室と連携を図り、内部統制室の実施した当社及び子会社に対する監査の内容及び結果につき報告を受け、またそれに対する指示を行い、監査の実効性の向上を図りました。
- ・ 監査委員会は、会計監査人との密な連携を図るとともに、四半期ごとに会計監査人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行いました。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では具体的な買収防衛策を導入していませんが、長期的な成長を目指し、企業価値の極大化を行うという観点から、今後の社会情勢等の変化を注視しつつ、弾力的に買収防衛策の導入について検討を行ってまいります。

連結持分変動計算書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	その他の資本の 構 成 要 素
2020年 1 月 1 日 残高	5,286,015	7,194,224	11,112,155	△2,008	△227,190
当 期 利 益	—	—	405,676	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	—	△313,973
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	405,676	—	△313,973
株 式 報 酬 取 引	—	—	—	—	20,604
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△14	—
所有者との取引額合計	—	—	—	△14	20,604
2020年12月31日 残高	5,286,015	7,194,224	11,517,831	△2,022	△520,558

	親会社の所有者 に帰属する持分合計	非 支 配 持 分	資 本 合 計
2020年 1 月 1 日 残高	23,363,196	1,458,326	24,821,521
当 期 利 益	405,676	△268,314	137,361
そ の 他 の 包 括 利 益	△313,973	—	△313,973
当 期 包 括 利 益 合 計	91,703	△268,314	△176,611
株 式 報 酬 取 引	20,604	—	20,604
自 己 株 式 の 取 得	△14	—	△14
所有者との取引額合計	20,590	—	20,590
2020年12月31日 残高	23,475,489	1,190,011	24,665,500

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	15社
主要な連結子会社の名称	CookpadTV株式会社 Cookpad Limited Cookpad Spain, S.L. PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA Cookpad MENA S.A.L. Cookpad Rus LLC

連結子会社の変動

除外：2社（吸収合併、清算による減少）

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Cookpad India Technologies Private Limitedの決算日は3月31日です。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産については、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しています。公正価値で測定される金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択を行ったうえで、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しています。

(iii)金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しています。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識します。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識します。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識します。

信用リスクが著しく増加しているか否かの判定は、以下を考慮しています。

- ・支払期日からの経過日数
- ・債務者の経営成績

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てる場合など、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

(iv)金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

② 金融負債

(i)当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融負債については、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、償却原価で測定される金融負債に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

(ii)事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しています。

(iii)金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、商品、貯蔵品から構成されており、取得原価（主に個別法又は先入先出法）と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しています。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれています。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2－15年
- ・工具器具及び備品 2－10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産

① のれん

企業結合により生じたのれんは、無形資産に計上しています。

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しています。

② その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断します。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定しています。リースの計算利子率又は計算利子率を容易に算定できない場合には、通常、当社グループは、割引率として追加借入利子率を用いています。リース負債は、リース期間にわたり、リース料の支払いに伴うリース負債の元本返済と実効金利法に基づく金融費用を認識します。

使用权資産は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。使用权資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行います。

なお、短期リース及び少額資産のリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識します。

(6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、每期、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を每期又は減損の兆候を識別した時に見積っています。

資産又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位グループの回収可能価額を見積っています。

減損損失は、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識します。資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しています。

(8) 収益の認識基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表)及び「IFRS第15号の明確化」(2016年4月公表)(合わせて以下、「IFRS第15号」)を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主たる事業である会員事業及び広告事業について、会員事業の売上収益は毎月末時点の有料会員数に応じて認識し、広告事業の売上収益は広告の掲載期間に応じて認識しています。

(9) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識します。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えています。

(10) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	499千円
--------------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	2,084,168千円
-----------------------------	-------------

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
発行済株式数				
普通株式	107,429,400株	－	－	107,429,400株
合計	107,429,400株	－	－	107,429,400株
自己株式				
普通株式	3,961株	50株	－	4,011株
合計	3,961株	50株	－	4,011株

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されています。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末（2020年12月31日）における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表には含めておりません。

	帳簿価額 (千円)	公正価値 (千円)	差額 (千円)
その他の金融資産	289,065	289,700	635

(注) 金融商品の公正価値の算定方法

その他の金融資産

その他の金融資産のうち敷金及び保証金については、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値はリース期間にわたる将来キャッシュ・フローを国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて算定しています。公正価値で測定する金融資産のうち、非上場株式の公正価値については、合理的な方法により算定しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	218円16銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	3円77銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	3円77銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 企業結合等に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計
2020 年 1 月 1 日 残 高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	14,886,115	14,886,115
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	—	—	406,950	406,950
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	406,950	406,950
2020 年 12 月 31 日 残 高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	15,293,065	15,293,065

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
2020 年 1 月 1 日 残 高	△2,008	25,455,561	18,619	25,474,181
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	406,950	—	406,950
自 己 株 式 の 取 得	△13	△13	—	△13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	20,604	20,604
当 期 変 動 額 合 計	△13	406,937	20,604	427,541
2020 年 12 月 31 日 残 高	△2,022	25,862,498	39,223	25,901,722

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。
- ② その他有価証券 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しています)
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しています。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。
- ② 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（ただし、一部の建物については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年－15年
工具、器具及び備品	2年－10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。
- ② 無形固定資産 定額法を採用しています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1)有形固定資産の減価償却累計額 824,969千円
※有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(2)関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

短期金銭債権	11,179千円
短期金銭債務	291,286千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高(支出)	752,252千円
営業取引以外による取引高(収入)	1,800千円
営業取引以外による取引高(支出)	2,323千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

4,011株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	7,391千円
未払事業税	39,568千円
売上手数料見積計上否認	28,498千円
未払賞与	19,801千円
固定資産	899,156千円
関係会社株式	2,024,081千円
資産除去債務	62,588千円
その他	10,121千円
繰延税金資産小計	3,091,207千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△7,391千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,016,541千円
評価性引当額小計	△3,023,932千円
繰延税金資産合計	67,274千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△16,670千円
繰延税金負債合計	△16,670千円
繰延税金資産純額	50,604千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	240円74銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	3円78銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 ウミーベ株式会社

事業の内容 釣りコミュニティサービス「ツリバカメラ」の開発運営

② 企業結合日

2020年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

④ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループ経営の一層の効率化を図るため

⑤ 結合後企業の名称

クックパッド株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

なお、当該取引により抱合せ株式消滅差益10百万円を特別利益に計上しています。